スマイル少額短期保険株式会社

介護サポート総合保険　約款

（高齢者向け住宅入居者傷害入院特約・高齢者向け住宅損害補償特約）

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇ 介護サポート総合保険　普通保険約款　目次 ◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

1 条　責任開始日と契約日
2 条　保険期間および保険契約の更新
3 条　保険金等の請求および支払
4 条　免責事項
5 条　保険契約者等の住所氏名等の変更
6 条　保険契約者の代表者
7 条　保険契約者の変更
8 条　契約の取消および無効
9 条　契約の消滅
10 条　告知義務
11 条　告知義務違反による解除
12 条　重大事由による解除
13 条　解約
14 条　解約返戻金
15 条　年齢および性別の誤りの処理
16 条　保険金等の削減支払
17 条　配当金
18 条　時効
19 条　制度内容の変更
20 条　準拠法

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇ 介護サポート総合保険　特約条項 ◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

高齢者向け住宅入居者傷害入院特約
高齢者向け住宅損害補償特約
クレジットカード扱特約
インターネットによる保険契約申込に関する特約
第三者による保険料支払特約

スマイル少額短期保険株式会社

〒 160-0022
東京都新宿区新宿 5-17-18
H&I ビル 8F
TEL　0120-617-438　　FAX　03-6861-3730

Y1005_A-24-017

この保険契約に適用される保険約款の説明

1．この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当社は保険約款に基づいて、保険金等を支払います。
（1）保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
（2）普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。

2．この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

この保険約款全般に共通する用語の説明－定義（50 音順）

あ

受取人

保険金等を受け取る人のことをいいます。

か

解除

当社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

解約

保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

解約返戻金

契約を解約された場合に、保険契約者にお払い戻しするお金をいいます。尚、月払の保険契約には解約返戻金はありません。

契約応当日

保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また月単位の応当日という場合は、毎月の契約日に対応する日のことをいいます。

契約者

当社と保険契約を結び、契約上の権利と義務を有する人のことです。当約款の中では「保険契約者」と表記しています。

契約日

保険期間等の計算の基準となる日で、責任開始日と同じ日になります。

更新

保険期間満了に際して、手続きを省略して契約を継続する取扱いのことです。

更新日

契約が更新される日をいいます。保険期間の満了日の翌日（年単位の契約応当日）となります。

告知義務

保険契約者と被保険者が契約のお申込みをされるときに、質問事項について、ありのままに報告していただく義務のことです。

告知義務違反

保険契約者または被保険者が事実を告げなかったか、事実でないことを告げた場合、当社は告知義務違反として契約を解除することができます。

さ

失効

保険料の払込の猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、保険契約の効力が失われることをいいます。

責任開始日

当社が契約上の保障・補償を開始する日をいいます。

た

当社

スマイル少額短期保険株式会社のことです。書類の提出先などは特に断りのない限り本社となります。

な

は

払込期月

毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、この保険では年払の場合は契約応当日の属する月の１日から末日までをいい、月払の場合は月ごとの契約応当日の属する月の１日から末日までをいいます。

被保険者

保険の対象となる人または保険の補償を受ける人をいいます。

保険期間

契約日から満了日までのことをいいます。この保険の保険期間は１年となります。

保険金等

当約款では、重度介護保険金、高齢者向け住宅損害補償保険金、軽度介護給付金、傷害入院給付金を総称して「保険金等」と呼びます。

保険証券

契約の保険金額・給付金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険料

保険契約者にお払い込みいただく掛金のことをいいます。

保険料払込猶予期間

保険料の払込期月の翌月１日から末日までの期間をいいます。この期間までに保険料を支払えば保険契約の効力は継続します。

ま

満了日

保険期間が終了する日をいいます。

無効

保険契約を当初より無かったものとすることをいいます。詐欺行為が判明した場合、契約は無効となります。

申込日

申込人（保険契約者）が保険契約を申し込んだ日をいいます。具体的には申込書を当社または代理店に提出した日を指します。

や

約款

契約の締結から保険金等の支払まで、当社と保険契約者とのさまざまなとりきめを記載したものをいいます。

ら

介護サポート総合保険　普通保険約款

1条　責任開始日と契約日

1．当社が保険契約の申込みを承諾したときは、保険契約の申込書類（不備がある場合は不備解消後の申込書類）の到着日が1日から15日までの場合は翌月1日、16日以降の場合は翌々月1日を責任開始日とし、当社が責任を開始する日を契約日とします。ただし、保険契約者から申し出があり、当社が認めた場合には、これ以外の日を責任開始日とすることができるものとします。

2．当社は、あらかじめ定めた振替日（以下、「振替日」といいます。）に第1回保険料の口座振替を行ないます。第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。

3．残高不足等により第1回目の保険料の口座振替がおこなわれなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。

4．翌月の振替日に第1回保険料の口座振替が行われなかったときは、本保険契約は不成立となります。

5．当社は第1回保険料を受領し本保険契約が成立した後に保険証券を発行し、保険契約者あてに送付します。

2条　保険期間および保険契約の更新

1．本保険の期間は、契約日もしくは4項で規定する更新日から1年間です。

2．当社は、保険契約の満了日の60日前までに、更新後の契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「更新案内書」といいます。）を保険契約者に郵送します。

3．前項の更新案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面にて当社に通知しなければなりません。

4．当社は、前1項の規定により更新案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、更新案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します（以下「更新契約」といいます。）。この場合、健康状態等の告知に基づく引受審査はありません。以後、更新契約が満了する都度同様とします。尚、更新は更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下同じ。）における被保険者の年齢が満100歳まで可能です。

5．当社は、保険契約を更新した場合には、契約更新のご通知を保険契約者に交付します。

6．当社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、当社の定めるところにより、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

7．前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその内容を通知します。

8．更新契約に適用する保険料は、各更新契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。

9．更新契約に適用する普通保険約款および特約条項は、各更新契約の初日におけるものとします。

10．当社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。

11．当社は、前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

12．保険契約を更新した場合、旧保険証券および更新通知書をもって新保険証券に代えます。

3条　保険金等の請求および支払

当社は、この普通保険約款および特約条項の規定に従い、保険金等をご請求いただき支払手続きを行います。

4条　免責事項

当社は、特約条項に規定する免責事由に該当する場合は、特約条項に規定する保険金等を支払いません。

5条　保険契約者等の住所氏名等の変更

1．保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座が変更となる場合、被保険者の住所、氏名が変更となる場合および被保険者が死亡した場合には、保険契約者はすみやかに当社に通知する必要があります。

2．保険契約者が前項の通知をするときは、普通保険約款別表1に定める当社所定の書面を提出する必要があります。

3．保険契約者が前項の通知をしなかったときは、従前の住所または氏名宛に送付した通知が保険契約者に届かないときでも当社はその責任を負いません。

6条　保険契約者の代表者

1．保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為

は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

７条　保険契約者の変更

1．保険契約締結の後、保険契約者は当社の承諾を得て、一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2．保険契約者の変更をする場合は、普通保険約款 別表１に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3．本条の変更をおこなった場合、新たな保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

８条　契約の取消および無効

1．保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、払い込まれた保険料は返金しません。
2．保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。

９条　契約の消滅

1．保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、死亡した日に保険契約は消滅します。
2．保険契約に付帯された特約がすべて消滅した場合には、すべての特約が消滅となった日に保険契約は消滅します。

10 条　告知義務

1．本保険への加入の申込みに際して、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。
2．前項の場合に、当社が必要と認めたときは当社の指定する医師による診断を受けるものとします。この場合、医師が口頭または書面で質問した事項についてはそれぞれ口頭または書面で告知することを要します。

11 条　告知義務違反による解除

1．前条の告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当社は保険契約を解除することができます。
2．本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
3．次のいずれかの場合には、当社は契約の解除をおこなうことはできません。
（１）当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
（２）当社が解除の原因となる事実を知った日から１か月以内に、解除の通知をおこなわなかったとき。
（３）契約日から起算して２年以内に、保険金等の支払事由が生じなかったとき。
（４）当社の少額短期保険契約の締結の媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき。
（５）保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
（６）前４号および５号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前４号および５号の規定は適用しません。
4．当社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前１項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。
5．前項にかかわらず、保険金等の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、保険金等の支払いをおこないます。

12 条　重大事由による解除

1．次のいずれかに定める事由が生じた場合には、当社は将来に向かって本保険契約を解除することができます。
（１）保険契約者または被保険者が保険金等を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき
（２）保険金等の請求に関して、被保険者に詐欺行為があったとき

（3）他の保険契約との重複によって被保険者にかかる保険金額・給付金額の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（4）保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．保険契約者が法人の場合､反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（5）前１号から４号に掲げるもののほか、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前１号から４号と同等の重大な事由があるとき。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

２．本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。

３．当社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前１項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

前１項１号から５号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。

13 条　解約

１．保険契約者はいつでも将来に向かって本保険契約を解約することができます。

２．保険契約者が契約を解約する場合は、普通保険約款別表１に定める当社所定の書面を提出する必要があります。

３．解約手続きをおこなった場合、解約に必要な請求書類が当社に到着した日に保障・補償は終了します。

14 条　解約返戻金

１．払込方法〈回数〉が月払の保険契約が、11 条もしくは 12 条の規定により解除された場合、または前条の規定により解約された場合には、解約返戻金はありません。

２．払込方法〈回数〉が年払の保険契約が、11 条もしくは 12 条の規定により解除された場合、または前条の規定により解約された場合において、将来の保険期間の保険料が払い込まれていたときは、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数（以下、本条において「経過月数」といいます。）に応じた金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、１ヶ月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

３．前項に規定する解約返戻金の金額は、当該契約の保険料に下表に掲げる当該契約の経過月数に応じた解約返戻金率を乗じたものとします。ただし、円未満の端数は四捨五入します。

４．解約する特約が複数ある場合には、各特約保険料を合算して計算します。

経過月数	解約返戻金率
1	0.55
2	0.50
3	0.45
4	0.40
5	0.35
6	0.30
7	0.25
8	0.20
9	0.15
10	0.10
11	0.05
12	0

15 条　年齢および性別の誤りの処理

１．申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。

（1）実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外のときは、当社は保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返金します。

（2）実際の年齢が当社の定める年齢の範囲内のときは、過不足の保険料がある場合にはその金額を精算し、その後の保険料を更正します。

２．申込書類に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、当社の定める方法で処理します。

３．保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有

効契約を合算して引受保険金等の限度額を超えたときは、当社は限度を超えた契約を取り消すことができるものとし、契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金します。

16 条　保険金等の削減支払

1．一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金等を削減して支払うことがあります。
2．この場合、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

17 条　配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

18 条　時効

1．支払事由発生日の翌日から起算して３年間請求が無い場合、保険金等の請求権は時効により消滅します。
2．保険料等の返金に際し、返金先が不明などの理由で返金事由が生じた日から３年間返金できなかった場合、保険契約者の返還請求権は時効により消滅します。

19 条　制度内容の変更

1．保険金等の支払事由発生率が予想を著しく超過するなどで、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額・給付金額を減額することがあります。
2．この場合、変更の内容についてすみやかに保険契約者にその旨を通知します。

20 条　準拠法

本保険契約に関する争い、訴訟については日本の法律に従って解釈されます。訴訟については、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または保険金等の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

普通保険約款　別表１（請求書類）

1．保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座、被保険者の住所、氏名の変更、被保険者の死亡
　・当社所定の届出書
2．保険契約者の変更
　・当社所定の請求書
　・保険契約者の印鑑証明書
　・保険証券
3．解約
　・当社所定の請求書
　・保険契約者の印鑑証明書
　・保険証券

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◇◆◇高齢者向け住宅入居者傷害入院特約　目次◇◆◇◆

この特約の趣旨
１条　給付金の支払
２条　免責事項
３条　保険料の払込
４条　保険料の払込猶予期間と失効
５条　保険料払込猶予期間中の給付金の支払
６条　更新契約の傷害入院給付金額と更新可能年齢
７条　給付金の請求
８条　通知義務
９条　特約の消滅
10 条　準用規定

高齢者向け住宅入居者傷害入院特約

この特約の趣旨

この特約は、高齢者向け住宅（注１）に入居している被保険者が、この特約の保険期間中に不慮の事故により入院（注２）したときに傷害入院給付金をお支払することを主な内容とするものです。

（注１）高齢者向け住宅とは、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームおよび認知症高齢者グループホームをいいます。

（注２）入院とは、医師による治療が必要であり、かつ入居施設等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術は、医師による治療に準じて取り扱います。

１条　給付金の支払

この特約の給付金は次のとおりです。

傷害入院給付金

（１）被保険者が責任開始日以後に発生した高齢者向け住宅入居者傷害入院特約 別表１に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的（注１）として、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険期間中に開始した入院で、保険期間中に日本国内の病院または診療所（注２）に継続して５日以上入院したとき、入院開始日の年齢に応じた当社の定める傷害入院給付金を支払います。

（２）前号の傷害入院給付金の支払額の合計は、１保険期間について 80 万円を支払限度とします。支払事由の生じた傷害入院給付金の入院開始日（６号に定める 90 日以内の再入院の場合、初回の入院開始日とする）を基準日として、１保険期間内に生じたそれぞれの入院開始日に由来する給付金額の合計額が 80 万円を超える場合には、80 万円を限度に支払います。

（３）保険契約が更新された場合、更新前に支払った回数と通算して、最大 10 回まで傷害入院給付金を支払います。

（４）当社が 10 回目の傷害入院給付金をお支払いした場合には、この特約はその時点で終了し、以降の契約の更新を行わないものとします。この場合、当社が 10 回目の傷害入院給付金のお支払いを確定した日をもってこの特約が終了し、支払確定日以降、保険期間終了日までの残期間に対するこの特約の返戻金を支払います。

（５）被保険者が傷害入院により給付金の支払いを受けた場合、その給付金をお支払いした入院開始日からその日を含めて 180 日以内に開始した新たな傷害入院に対しては傷害入院給付金の支払いは行いません。

（６）被保険者が１号に定める入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因が同一の不慮の事故であるか、または医学上重要な関係（注３）があると当社が認めた場合で、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 90 日以内に次の入院を開始したときは、これを１回の入院とし、２回目以降の入院に対する傷害入院給付金は支払いません。

（７）被保険者が１号に定める入院を開始したときに異なる傷害を併発していた場合、またその入院中に異なる傷害を併発した場合には、当該入院開始の原因となった傷害により継続して入院したものとみなします。

（８）被保険者が入院中に契約の満了日を迎え、契約を更新した場合で、保険期間をまたいで入院が継続しているときは、更新日以降の入院を更新前の保険期間中の入院とみなします。

（９）被保険者が入院中に契約の満了日を迎え、契約が更新されなかった場合で、満了日を含めて入院が継続しているときは、満了日翌日以降の入院を保険期間中の入院とみなします。

（注１）美容上の処置、治療を伴わない診断・検査（人間ドック検査を含む。）等により入院した場合は、「傷害の治療を目的とした入院」には該当しません。

（注２）病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所をいいます。なお、柔道整復師法に定める施術所は、病院または診療所に準じて取り扱います。また、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

（注３）医学上重要な関係とは、病名を異にする場合でも、医師が重要な関係があると診断したものを指します。

２条　免責事項

１．次のいずれかにより被保険者が入院した場合は、傷害入院給付金を支払いません。

（１）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が入院したとき

（２）被保険者の犯罪行為によって被保険者が入院したとき

（３）被保険者の精神障害（注１）を原因とする事故によって被保険者が入院したとき

（４）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって被保険者が入院したとき

（５）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によって被保険者が入院したとき

（６）被保険者が法令に定める酒気帯び運転または酒酔い運転をしている間に生じた事故によって被保険者が入院したとき

（７）被保険者の薬物依存（注２）を原因とする事故によって被保険者が入院したとき

（８）戦争・事変（注３）・暴動（注４）、地震・噴火・津波によって被保険者が入院したとき

（９）むちうち症または腰・背痛で、他覚症状のないものにより入院したとき

２．前項の免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

3．免責事由に該当した場合でも保険契約は継続します。

（注１）精神障害とは、平成２７年２月１３日総務省告示第３５号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ＩＣＤ－10（2003）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コード F00 ～ F99 に規定される内容によるものとします。

（注２）薬物依存とは、平成２７年２月１３日総務省告示第３５号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

（注３）事変とは、互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

（注４）暴動とは、群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

３条　保険料の払込

１．傷害入院給付金額は責任開始日における被保険者の年齢により計算します。

２．保険料の払込みは口座振替によるものとします。

３．保険料の払込みは年払によるものとします。

４．第１回目の保険料は、普通保険約款１条２項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。

５．更新時の保険料は、払込期月中に払い込むものとします。払込期月は毎年の更新日の属する月の１日から末日までとし、払込期月の振替日に指定口座から振り替えます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。

６．口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から払込期月の 26 日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。

７．口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申し出があった場合、当社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

４条　保険料の払込猶予期間と失効

１．更新時の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。

２．失効後に保障の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。

３．当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。

４．失効日以降に傷害入院給付金の支払事由が生じても、保障の対象にはなりません。

５条　保険料払込猶予期間中の給付金の支払

保険料払込猶予期間中に傷害入院給付金の支払事由が生じた場合は、未払込みの保険料が払い込まれた場合に限り保障の対象となります。この場合、受取人の申し出に基づき、未払込保険料を給付金から差し引いて払うことができるものとします。なお、契約が失効した場合、失効日以降に傷害入院給付金の支払事由が生じても保障の対象とはなりません。

６条　更新契約の傷害入院給付金額と更新可能年齢

１．更新契約の傷害入院給付金額は更新契約の初日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。

２．更新契約の初日における被保険者の年齢が満 100 歳まで、この特約を更新することができます。

７条　給付金の請求

１．給付金の受取人は被保険者またはその代理者（保護者等）となります。

２．給付金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知してください。

３．受取人は高齢者向け住宅入居者傷害入院特約 別表２に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。

４．当社は請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、受取人が指定した口座宛に給付金を支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。

５．給付金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確

認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

（１）給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、１条１項に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無

（２）給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、給付金の支払事由が発生した原因

（３）告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

（４）この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、２号または３号に規定する事項または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的または給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求までにおける事実

６．前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、４項または５項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180 日）を経過する日とします。

（１）前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 ･･･180 日

（２）前項１号、２号または４号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 ･･･180 日

（３）前項１号、２号または４号に定める事項についての保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項１号、２号または４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ･･･180 日

（４）前項各号に定める事項についての日本国外における調査 ･･･180 日

７．５項または６項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は給付金を支払いません。

８．５項または６項の場合には、給付金を支払うために確認が必要な事項および給付金を支払うべき期限を、当社は、給付金を請求した者に通知します。

９．４項、５項または６項に定める期日をこえて給付金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を受取人に支払います。ただし、７項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

８条　通知義務

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

（１）被保険者が死亡または入居中の高齢者向け住宅から退去したこと。

（２）入居中の高齢者向け住宅の変更または施設内での居室変更を行ったこと。

（３）１号、２号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

９条　特約の消滅

この特約は、１条１項４号のほかに、次の場合にその事由が生じたときにさかのぼって消滅します。

（１）被保険者が死亡したとき

（２）被保険者が高齢者向け住宅から退去したとき

なお、解約返戻金がある場合は、普通保険約款 14 条の規定に基づき返戻します。

10 条　準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表１（対象となる不慮の事故）

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成２７年２月１３日総務省告示第３５号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ＩＣＤ－ 10（2013）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容

によるものをいいます。

分類項目	基本分類表番号
1．交通事故	V01 ～ V99
2．転倒・転落	W00 ～ W19
3．不慮の溺死及び溺水	W65 ～ W74
4．不慮の窒息	W75 ～ W84
5．煙、火及び火災への曝露	X00 ～ X09
6．有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40 ～ X49
7．その他の不慮の事故	W20 ～ W64 W85 ～ W99 X10 ～ X39 X50 ～ X59

別表２（傷害入院給付金の請求書類）

・当社所定の請求書
・事故であることを証する書類
・当社所定の様式による医師の診断書
・被保険者の住民票
・保険証券

※被保険者の住民票は被保険者と保険金等の受取人が同一人物である場合には提出不要です。
※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◇◆◇◆◇高齢者向け住宅損害補償特約　目次◇◆◇◆◇◆

この特約の趣旨
１条　保険金の支払
２条　免責事項
３条　保険金の支払額
４条　通知義務
５条　事故の発生
６条　当社による解決
７条　保険料の払込
８条　保険料の払込猶予期間と失効
９条　保険料払込猶予期間中の保険金の支払
10条　保険金の請求
11条　保険金の支払時期
12条　他の保険契約等がある場合の保険金の支払額
13条　特約の消滅
14条　準用規定

高齢者向け住宅損害補償特約

この特約の趣旨

この特約は、高齢者向け住宅（注）に入居している被保険者が、この特約の保険期間中に建物内の設備等や建物内で他人の物品を損壊しその費用を弁済した場合に、保険金をお支払することを主な内容とするものです。

（注）高齢者向け住宅とは、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームおよび認知症高齢者グループホームをいいます。

１条　保険金の支払

この特約の高齢者向け住宅損害補償保険金は次のとおりです。

高齢者向け住宅損害補償保険金

被保険者が保険期間中に日本国内における高齢者向け住宅の建物内で生じた次のいずれかの費用の全部または一部を被保険者が実際に負担した場合に、この約款に従い、負担した金額を限度に、高齢者向け住宅損害補償保険金を支払います。

（１）被保険者の高齢者向け住宅の建物内での日常生活に起因する偶然な事故による高齢者向け住宅の建物内の設備・什器・備品（注１）の破損、毀損、汚損、水濡れ損によって、貸主または施設設備所有者が被った損害のうち、損害発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用（注２）

（注１）設備・什器・備品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。

（注２）経年変化･自然消耗によるものは含みません。また、退去時の居室内の損耗に基づく原状回復費用は含

みません。

（２）被保険者の高齢者向け住宅の建物内での日常生活に起因する偶然な事故により発生した他人（注１）の財物物品（注２）の損壊によって被った損害のうち、事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用

（注１）他人には、被保険者の親族を含みません。

（注２）物品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。

２条　免責事項

次のいずれかにより被保険者が前条の要件を満たした場合は、高齢者向け住宅損害補償保険金を支払いません。

（１）保険契約者（注１）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

（２）戦争・事変（注２）・暴動（注３）、地震・噴火・津波

（３）核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

（４）（３）以外の放射線照射または放射能汚染

（５）（２）から（４）までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）事変とは、互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

（注３）暴動とは、群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

３条　保険金の支払額および支払回数

１．当社が１回の事故につき支払うべき高齢者向け住宅損害補償保険金の額は、次のとおりとします。

（１）１条１号の損害が生じた場合には、被保険者が実際に負担した修理費用または再取得費用の額が、免責金額３，０００円を超過する場合にはその超過する額。

ただし、高齢者向け住宅損害補償保険金額を限度とします。

（２）１条２号の損害が生じた場合には、被保険者が実際に負担した修理費用または再取得費用の額が、免責金額３，０００円を超過する場合にはその超過する額。

ただし、事故が発生した時点で被害者が身に着けていた物品の場合は５万円を限度とし、それ以外の物品の場合は１０万円を限度とします。

２．１保険期間中に１条の損害を被る事故が複数回生じた場合でも、支払う保険金の支払回数は１回を限度とします。

３．当社が１０回目の高齢者向け住宅損害補償保険金をお支払いした場合には、この特約はその時点で終了し、以降の契約の更新を行わないものとします。この場合、当社が１０回目の高齢者向け住宅損害補償保険金のお支払を確定した日をもってこの特約が終了し、支払確定日以降、保険期間終了日までの残期間に対するこの特約の返戻金を支払います。

４条　通知義務

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

（１）被保険者が死亡または入居中の高齢者向け住宅から退去したこと。

（２）入居中の高齢者向け住宅の変更または施設内での居室変更を行ったこと。

（３）１号、２号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

５条　事故の発生

１．保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。

（１）事故発生の日時、場所、高齢者向け住宅の貸主・施設設備所有者の住所、氏名または被害者の住所、氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を、また弁済の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当社に通知すること。

（２）他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

（３）損害の発生および拡大の防止に努めること。

（４）他の保険契約等（注１）の有無および内容（注２）について遅滞なく当社に通知すること。

（５）１号から４号までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う

損害の調査に協力すること。

（注１）１条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（注２）既に他の保険契約等（注１）から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

２．保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項のいずれかの義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

（１）前項１号、４号または５号の場合は、それによって当社が被った損害の額

（２）前項２号の場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

（３）前項３号の場合は、防止または軽減することができたと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

６条　当社による解決

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害の弁済責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

７条　保険料の払込

１．保険料の払込みは口座振替によるものとします。

２．保険料の払込みは年払によるものとします。

３．第１回目の保険料は、普通保険約款１条２項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。

４．更新時の保険料は、払込期月中に払い込むものとします。払込期月は毎年の更新日の属する月の１日から末日までとし、払込期月の振替日に指定口座から振り替えます。

なお、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。

５．口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から払込期月の 26 日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。

６．口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申し出があった場合、当社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

８条　保険料の払込猶予期間と失効

１．更新時の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。

２．失効後に保障の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。

３．当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。

４．失効日以降に高齢者向け住宅損害補償保険金の支払事由が生じても、保障の対象にはなりません。

９条　保険料払込猶予期間中の保険金の支払

保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合は、未払込みの保険料が払い込まれた場合に限り補償対象となります。この場合、受取人の申し出に基づき、未払込保険料を保険金から差し引いて払うことができるものとします。

10 条　保険金の請求

１．高齢者向け住宅損害補償保険金の受取人は被保険者またはその代理者（保護者等）となります。

２．当社に対する保険金請求権は、１条の損害が生じたことにより、被保険者が入居契約等の契約に基づき弁済費用を請求され、それに基づき被保険者が実際に支払ったとき、または、被害者から損害発生の直前の状態に復旧するための弁済費用を求められ、被保険者が実際に弁済したときに発生し、これを行使することができます。

３．受取人は高齢者向け住宅損害補償保険 別表１に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。

４．当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

５．保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または２項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは

証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

11 条　保険金の支払時期

1．当社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

（2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

（3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

（4）保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無

（5）１号から４号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条３項および４項の規定による手続を完了した日をいいます。

2．前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（1）前項１号から４号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）180 日

（2）前項１号から４号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会　90 日

（3）災害救助法が適用された災害の被災地域における前項１号から５号までの事項の確認のための調査　60 日

（4）前項１号から５号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180 日

（注１）被保険者が前条３項および４項の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3．１項および前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、１項または前項の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4．当社は前１項または前２項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。

12 条　他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

（1）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

（2）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）他の保険契約に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

13 条　特約の消滅

この特約は、３条３項のほかに、次の場合にその事由が生じたときにさかのぼって消滅します。

（1）被保険者が死亡したとき

（2）被保険者が高齢者向け住宅から退去したとき

なお、解約返戻金がある場合は、普通保険約款 14 条の規定に基づき返戻します。

14 条　準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表１（高齢者向け住宅損害補償保険金の請求書類）

・当社所定の請求書
・当社所定の事故状況報告書
・損害を証明する書類
・弁済額の支払があったことを示す書類
・その他当社が 11 条１項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
・被保険者の住民票
・保険証券

※被保険者の住民票は被保険者と保険金等の受取人が同一人物である場合には提出不要です。
※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◇◆◇◆◇◆◇クレジットカード扱特約　目次◇◆◇◆◇◆◇◆

１条　特約の適用
２条　保険料の払込
３条　諸変更
４条　特約の消滅
５条　普通保険約款の規定の準用

クレジットカード扱特約

１条　特約の適用

１．この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、当社の指定したクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合に適用します。
２．前１項のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
３．当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

２条　保険料の払込

１．当社は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。
２．同一のクレジットカードにより２件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
３．保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
４．当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

３条　諸変更

１．保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出て下さい。
２．保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て下さい。

４条　特約の消滅

１．つぎの場合、この特約は消滅します。
（１）保険料の払込を要しなくなったとき
（２）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
（３）保険契約が失効したとき
（４）当社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
（５）当社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
（６）カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
２．前１項の４号から６号の規定に該当する場合、当社はその旨を保険契約者に通知します。
３．前項第４号、第５号または第６号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を当社指定の方法により払い込んでください。

５条　普通保険約款の規定の準用

１．この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

◆◇インターネットによる保険契約申込に関する特約　目次◆◇
この特約の趣旨
1条　特約の適用
2条　告知義務
3条　保険契約申込書の取扱

インターネットによる保険契約申込に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約（付加する特約を含みます。）の手続きに関して、会社所定の端末などの情報処理機器を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による場合の取扱を規定することを主な目的とするものです。

1条　特約の適用

保険契約者および被保険者は、会社の承諾を得て、電磁的方法により保険契約（付加する特約を含みます。）の申込、告知および保険料の払込に関する手続きを行なうことができます。この場合、この特約を適用します。

2条　告知義務

保険契約の普通保険約款および付加する特約の特約条項の規定による告知に際しては、普通保険約款または特約条項の規定にかかわらず、会社が電磁的方法により質問した事項について、保険契約者または被保険者は、電磁的方法により告知してください。ただし、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

3条　保険契約申込書の取扱

この特約が適用された保険契約（付加する特約を含みます。）については、普通保険約款および特約条項中、「保険契約申込書」とあるのは「保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。）」と、「申込書」とあるのは「申込書（電磁的方法による場合を含みます。）」と読み替えます。

◇◆◇◆◇◆第三者による保険料支払特約　目次◇◆◇◆◇◆
この特約の趣旨
1条　この特約の適用条件
2条　保険料負担期間
3条　保険料の返還または追加保険料の請求先
4条　準用規定

第三者による保険料支払特約

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用　語	説　明
保険料負担者	保険契約者に代わり当社に保険料を支払う者をいいます。
保険料負担期間	保険料負担者が保険料を負担する期間のことをいいます。

1条　この特約の適用条件

この特約は、保険契約締結の際に、保険料負担者が当社の指定する払込み方法により、保険契約の保険料を払込期日までに支払うことについて保険契約者の同意を得ている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

2条　保険料負担期間

保険料負担者は、保険契約者の同意を得て保険契約の保険期間の全部または一部の期間を保険料負担期間として指定できます。

3条　保険料の返還または追加保険料の請求先

普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料を払い戻す場合は、保険料負担者が負担した保険料は、保険料負担者に返還します。

4条　準用規定

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。